

資料 27－1

平成 25 年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

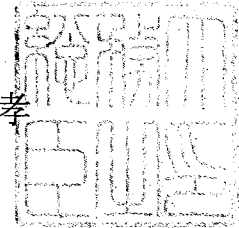
(諮問第 1082 号)



諮問第1082号
平成25年3月28日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮 問 書

日本郵便株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、平成25年2月25日付け郵総務第99号により、平成25年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体でお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第11条の規定に基づき諮問する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）（法第7条第2項）	適	会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。 ※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用 ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 （ア）使途 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）、業務委託費等 （イ）金額 1,938万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 897万円

審査基準	審査結果	理由
		※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額5億9,814万円の100分の1.5に相当する額：897万円）の範囲を超えていない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等のお年玉法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 （法第7条第3項）	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項第2号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準に則って、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 （法第7条第4項）	適	配分団体が守らなければならない事項は、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 （法第7条第4項）	適	監査に関する事項は、監査に応ずる義務、監査の実施時期、監査の実施方法を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

(別添)



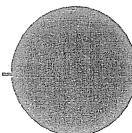
郵 総 務 第 9 9 号
平成 2 5 年 2 月 2 5 日

総務大臣

新藤 義孝 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 鍋倉 眞



平成 2 5 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 2 4 号）第 7 条第 5 項及
びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 3 3 年政令第 2 7 9 号）第 3 条の
規定に基づき、平成 2 5 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金
付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守
らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項について、
認可を受けたいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の用途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

平成25年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 275団体 配分額総額 600,109,000円

(1) 一般助成(246団体 493,247,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業(180団体 349,505,000円)

配 分 団 体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 NPO推進北海道会議	060-0906 北海道札幌市東区北6条東3丁目 LC北6条館6F	障がい者・高齢者・子育て家族や来街者のための、札幌のバリアフリー交通アクセスと外出支援等NPO情報の冊子化提供事業	3,500,000
特定非営利活動法人 ホップ障害者地域生活支援センター	065-0020 北海道札幌市東区北二十条東一丁目5-1 大西ビル1階	障害者の移動に関する支援拡充のためのおでかけボランティア整備事業	500,000
特定非営利活動法人 日本SNS推進機構 北海道支部	062-0931 北海道札幌市豊平区平岸一条7丁目2番25-301号	地域要介護世帯の除雪支援のための地域コミュニティ再構築事業	500,000
社会福祉法人 塩谷福祉会	048-2672 北海道小樽市塩谷4丁目72番地	障がい者福祉サービス利用者の送迎、通院、レクリエーション移動用のための10人乗り車両の更改造業	1,500,000
社会福祉法人 旭川聖会	078-8308 北海道旭川市旭神町22番地67	通所介護事業リバーサイド デイサービスセンターの高齢者送迎用車イス対応車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 富良野あさひ郷	076-0023 北海道富良野市栄町11番11号	知的障がい者通所事業所の開設のための厨房機器の新規設置事業	3,800,000
社会福祉法人 徳美会	048-0415 北海道寿都郡寿都町歌楽町歌楽72番地	特別養護老人ホーム 寿都寿海荘 通院・送迎・外出用車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 ニセコ福祉会	048-1531 北海道虻田郡ニセコ町字有島87番地4	デイサービスセンター送迎用車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 奈井江学園	079-0303 北海道空知郡奈井江町字東奈井江77番地	障がい者支援施設ないえの外壁老朽化のための改修事業	4,215,000
社会福祉法人 当麻町社会福祉協議会	078-1313 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号(福祉会館内)	介護保険利用者の通院のための送迎用車両の整備事業	1,177,000
特定非営利活動法人 南宗谷ひだまりの会	098-5825 北海道枝幸郡枝幸町新栄町314番地1	重度の障害を持たれている通所施設利用者のための車椅子対応送迎用車両の増備事業	1,999,000
社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会	086-1110 北海道標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4	在宅要介護者等の身体衛生保持のための訪問入浴専用車両の更改造業	2,157,000
社会福祉法人 藤実会	020-0842 岩手県盛岡市湯沢4地割25番地1	デイサービスの送迎車両更改造業	2,000,000
特定非営利活動法人 人生いきいきクラブいわて	020-0851 岩手県盛岡市向中野2丁目27番11号	地域で創作活動をする高齢者の支援交流事業	500,000
社会福祉法人 典人会	022-0002 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越196	通所介護事業所の車椅子利用者が入浴するための、老朽化している介護浴槽の更改造業	4,500,000
社会福祉法人 石鳥谷会	028-3101 岩手県花巻市石鳥谷町好地14-10	いしどりや荘デイサービスセンターの送迎車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 仙台市手をつなぐ育成会	980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋2-12-2 福祉プラザ8階	ホープすずかけ多機能(生活介護・就労継続B型)事業所の施設内の施設のための指紋認証デジタルロック制御装置設置事業	1,350,000
社会福祉法人 仙台いのちの電話	981-0904 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-3	インターネット相談充実のためのコーディネーター養成事業	500,000
特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット	980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-4-1	自閉症/発達障害のある子供たちの社会性を育むための療育支援事業～小グループ活動を通して～	500,000
社会福祉法人 大樹	981-0934 宮城県仙台市青葉区新坂町6番11号	デイサービスセンターほくと苑の送迎車両の更改造業	2,000,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 あおぞら	984-0063	宮城県仙台市若林区石名坂70	相談支援事業所「てれんこ」・障害福祉サービス事業所「もぐもぐ」の訪問・送迎等用車輛の増備事業	750,000
特定非営利活動法人 だんでらいおん	981-1101	宮城県仙台市太白区四郎丸字前89-1	地下水から上水道利用への切り替えのための設備・配管工事業	4,500,000
社会福祉法人 太陽の丘福祉会	981-3215	宮城県仙台市泉区北中山4丁目26-18	知的障がい者施設の新規事業（知的障がい者のための餃子・弁当製造機器の新規設置事業）	5,000,000
特定非営利活動法人 支援センターふれあい工房	998-0013	山形県酒田市東泉町5丁目7番5号	新事業の設備基準に適合するための改修工事及び障害者の生活環境改善のための改修工事	3,800,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111	福島県福島市五老内町6-4 フジコボラス101	判断能力が不十分な者の権利擁護を図るための成年後見利用促進事業	500,000
社会福祉法人 愛篤福祉会	973-8407	福島県いわき市内郷宮町峰根65番地の187	障害福祉サービス事業所「工房阿列布」（就労継続支援B型、生活介護の多機能型）の利用者用椅子と作業機の更改事業	2,600,000
社会福祉法人 希望の杜福祉会	970-8026	福島県いわき市平字北目町39-10	障害者通所施設の老朽化のための改修事業	4,997,000
社会福祉法人 秀心会	319-1414	茨城県日立市日高町1-14-11	地域のお年寄りと保育園児の交流事業「シニアサロンいこいのいえ」	500,000
社会福祉法人 大生原福祉会	311-2402	茨城県潮来市大生1106-4	白帆保育園の園庭遊具等の老朽化のための改修整備事業	3,300,000
公益財団法人 東日本盲導犬協会	321-0342	栃木県宇都宮市福岡町1285番地	犬舎床面の安全・清潔性を保つための改修事業	650,000
社会福祉法人 美のりの里	320-0004	栃木県宇都宮市長岡町167-5	ありんこ保育園の給食室の安全管理のための改修事業	3,000,000
特定非営利活動法人 サバイバルネット・ライフ	323-0827	栃木県小山市神鳥谷931-3 小山市役所神鳥谷庁舎2階	D V ・ 性暴力被害女性のための専門相談窓口の開設・運営事業	1,843,000
特定非営利活動法人 全国薬物依存症患者家族連合会	323-0028	栃木県小山市若木町2-10-17-401	薬物依存症者の家族の回復を図るプログラムの普及事業	500,000
社会福祉法人 千駒会	324-0057	栃木県大田原市住吉町1丁目12番29号	おおたわら保育園のトイレ施設の子供用トイレ増加の為の事業	2,200,000
特定非営利活動法人 東毛地域生活支援センターセサミ	374-0065	群馬県館林市西本町7-21	放課後等デイサービスの新規事業所の改修事業	5,000,000
社会福祉法人 和みの会	362-0021	埼玉県上尾市原市3870-1	園児の食育推進のための野菜作りにおいて畑整備にかかる耕運機の新規設置事業	350,000
社会福祉法人 宏仁会	355-0333	埼玉県比企郡小川町飯田117	特別養護老人ホームさくらぎ苑の通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,000,000
特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	261-0011	千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12	福祉施設商品の認知度向上と販路開拓のための「千葉のいいものカタログ」発行事業	500,000
特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0823	千葉県市川市東菅野5-8-21-201	障害者の自己実現と社会参加のためのチャレンジド・アーツ教室開催事業	500,000
特定非営利活動法人 枝の会	270-0235	千葉県野田市尾崎837-15 丸尾第2ビル	地域活動支援センター「きらり」利用者の外出・作業における納品搬入用車両の新規配備事業	1,000,000
社会福祉法人 隆寿会	299-1172	千葉県君津市三直522	ケアハウスグランディきみつの通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,850,000
特定非営利活動法人 日本バリアフリー協会	102-0093	東京都千代田区平河町1-7-16 ビルコ平河町801号	障がい者活動の理解と普及啓発のための障がい者団体、関連企業等によるイベントの実施事業	1,634,000
特定非営利活動法人 工房『風』	161-0032	東京都新宿区中落合4-23-25	病院や実家を離れ、地域での単身生活を希望する精神障害者に一定期間共同住宅の一室を利用していただき、円滑に地域生活へと移行できるようにするための事業	500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所	162-0845	東京都新宿区市谷本村町3番27号 ロイヤル市ヶ谷3階	重度要介護高齢者の在宅生活を可能・継続させるための24時間在宅ケア推進事業	2,446,000
特定非営利活動法人 タートル	160-0003	東京都新宿区本塩町10-3 社会福祉法人日本盲人職能開発センター 東京ワークショップ内	視覚障害者の就労のための啓発用「ガイドブック」作成事業	800,000
特定非営利活動法人 難民支援協会	160-0004	東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階	在日難民女性の、地域生活を円滑にするための相談体制を確立する事業	1,599,000
特定非営利活動法人 つばさ	113-0022	東京都文京区千駄木4-23-14	障がい児者の自立支援とボランティア育成のための合宿事業	704,000
公益社団法人 青少年健康センター	112-0006	東京都文京区小日向4-5-8 三軒町ビル102	発達障害者のためのSST（ソーシャルスキルトレーニング）グループ実施及びプログラム集作成事業	578,000
特定非営利活動法人 敬寿	141-0032	東京都品川区大崎3-6-17 大崎ビル601	地域包括支援センタースタッフのセミナーと地域住民への成年後見制度と認知症情報発信事業	450,000
社会福祉法人 泉会	157-0076	東京都世田谷区岡本2-33-23	障害者支援施設日の出舎の通院送迎車両の増備事業	1,600,000
社会福祉法人 ケアネット	164-0013	東京都中野区弥生町二丁目42番2号	特別養護老人ホーム小滝ホームの開設にともなう外出・通院送迎用車両の新規配備事業	1,925,000
特定非営利活動法人 カサ デ オリーバ	164-0012	東京都中野区本町5-35-9 本町五丁目ビル	施設照明全LED化のためのLED蛍光管購入設置事業	3,000,000
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	167-0043	東京都杉並区上荻2-37-10 Keitビル	就労継続支援B型施設「チャレンジ」の事業開拓およびそれに伴う作業量向上のための点字プリンタ増備事業	3,500,000
特定非営利活動法人 風の子会	125-0031	東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と社会参加のための余暇活動支援事業Ⅱ	500,000
特定非営利活動法人 アビリティクラブ たすけあい江戸川たすけあいワーカーズもも	134-0082	東京都江戸川区宇喜田町1006番地 マリオンガール1F	赤ちゃんから高齢者まで誰もが集えるコミュニティ拠点の立ち上げと活動事業	500,000
特定非営利活動法人 三鷹はなの会	181-0013	東京都三鷹市下連雀1-8-22 3階	障がい者生活介護事業における新規商品開発・生産のための自動饅頭焼成機の新規設置事業	4,500,000
社会福祉法人 まちだ育成会	194-0202	東京都町田市下小山田町3267番地	授産事業における利用者の送迎及び草花の運搬車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 山の子会	190-0181	東京都西多摩郡日の出町大久野8025番地-11	障害者支援施設及び共同生活介護事業で使用する外出・送迎・通院用車両の更改造業	1,500,000
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ協会	231-0006	神奈川県横浜市中区南仲通4-39 石橋ビル3階	困難を抱えている若者達の働く機会を拡大するための地域サービス弁当事業	500,000
特定非営利活動法人 活動ホームふたまたがわ	241-0024	神奈川県横浜市旭区本村町17-18	生活介護事業障害者地域活動ホームふたまたがわの送迎車両の更改造業	1,839,000
特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	243-0405	神奈川県海老名市国分南1-27-28	高齢者や障がい者の屋外活動参加機会拡充のための「福祉バイオトイレカー」整備及び「資格介助者」によるトイレ支援事業	337,000
特定非営利活動法人 ソーシャルファーム大磯	259-0102	神奈川県中郡大磯町生沢491	知的・精神障害者の働く、福祉作業所「みつばち大磯」の主収入源である野菜の品質向上、新規（野菜）開拓、販売額の増加および職場環境改善のための”苗場”の新規設置事業	4,960,000
特定非営利活動法人 新潟県精神障害者家族会連合会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニオンザハート館	精神障害者への正しい理解を広げ、ノーマライゼーションの実現を目指す啓発事業	300,000
社会福祉法人 阿賀町社会福祉協議会	959-4402	新潟県東蒲原郡阿賀町津川664番地	津川デイサービスセンターの送迎用車両の更改造業	2,000,000
特定非営利活動法人 コーポラティブハウス木の実	939-8063	富山県富山市小杉262	デイサービス施設内での若年性認知症の方の社会参加活動支援のための作業場所作りの改修工事。	2,000,000
特定非営利活動法人 親と教員の会こどものその	933-0916	富山県高岡市大町11-19	認可外保育施設こどものそのの柵の老朽化のための改修事業	855,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 あおぞら福祉会	920-0226	石川県金沢市粟崎町5丁目3番地1	障害福祉サービス事業所 工房シティ送迎のための車両更改造業	2,000,000
特例財団法人 福井県アイバンク	918-8503	福井県福井市和田中町舟橋7-1 福井県済生会病院内	一般・医療従事者普及啓発のための広報誌等発行・データ管理に伴う複合機新規設置事業	600,000
社会福祉法人 一乗谷友愛会	918-8135	福井県福井市下六条町18字32番	高齢者福祉施設ヴィルヌーブあさくら開設に伴う利用者の外出支援・送迎用福祉車両の新規配備事業	1,100,000
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	障害児、者と発達障害児のための健全育成を目的としたファーム教室の実施事業	500,000
社会福祉法人 新友会	408-0104	山梨県北杜市須玉町小倉2709	リサイクル作業のための運搬機器等の整備事業	2,000,000
特定非営利活動法人 地域福祉サポート笛吹	406-0821	山梨県笛吹市八代町北1023番地	コミュニティスペース「花鳥カフェ」（仮称）開設のための農業用倉庫改修並びに開設事業	5,000,000
社会福祉法人 飯山学園	389-2253	長野県飯山市大字飯山3180	児童養護施設飯山学園の冬季除雪のための除雪機の更改造業	760,000
特定非営利活動法人 あずみ野の風	399-8301	長野県安曇野市穂高有明2099番地30	通所介護施設 宅幼老所くりの木の送迎用車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人 日本聴導犬協会	399-4301	長野県上伊那郡宮田村7030-1	聴導犬を普及するための当事者（聴導犬ユーザー）による「聴導犬ふれあいキャラバン」実施事業	2,300,000
社会福祉法人 くりのみ園	381-0208	長野県上高井郡小布施町大字都住1238-2	障がい者就労継続支援施設A型の農業規模拡大のための米保管庫の新規設備事業	3,000,000
特定非営利活動法人 なじみのふるさと	500-8237	岐阜県岐阜市切通5丁目10番20号	障がい者の就労支援サービスのための美濃白川茶及び紅茶葉粉碎機、ティバック充填包装機器等の機器購入事業	4,500,000
特定非営利活動法人 ギフ音楽療法協会	500-8384	岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号	障がい児への音楽療法を取り入れた療育実践活動事業	790,000
特定非営利活動法人 せき・まちづくりNPOぶうめらん	501-3253	岐阜県関市栄町1-22-2F	お寺を活かした多世代の憩いの広場実施事業	4,201,000
特定非営利活動法人 心泉会	504-0814	岐阜県各務原市蘇原興亜町4丁目4-1	相談支援事業所ふらっとの訪問車両の新規配備事業	950,000
特定非営利活動法人 つくしん棒	501-4222	岐阜県郡上市八幡町島谷1105番地	移動販売車両による買い物弱者の支援と生きがいを創出するための冷蔵機器の新規設置事業	4,386,000
社会福祉法人 清流会	509-1112	岐阜県加茂郡白川町赤河1454-2	障害者支援施設白竹の里の老朽化した入所者居室等空調設備の更新事業	4,000,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	420-0803	静岡県静岡市葵区千代田一丁目7番16号	点字技能師専門点訳研修会及び点字技能師検定試験講習会の実施事業	500,000
公益財団法人 静岡県国際交流協会	422-8067	静岡県静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階	災害等緊急時対応を含めた外国籍住民のための医療通訳体制整備事業	2,890,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 静清会	424-0902	静岡県静岡市清水区折戸5丁目18番36号	社会福祉法人静清会の介護保険事業のための介護支援システム及び通信機器（サーバー）の整備事業	5,000,000
社会福祉法人 復生あせび会	412-0033	静岡県御殿場市神山1908-9	一体型共同生活介護事業所「あせびの家」の屋根の老朽化に伴う改修事業	4,635,000
社会福祉法人 伊豆市社会福祉協議会	410-2505	静岡県伊豆市八幡33-1	「地域ぐるみの子育て支援」のためのサポーターとして、人材育成と子育て・親育ち事業。	423,000
特定非営利活動法人 ほっとポケット	464-0848	愛知県名古屋市中村区春岡一丁目27番27号	ミニデイサービスほっとポケットのトイレ増築のための改修事業	2,300,000
社会福祉法人 清新会	450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南三丁目4番16号	障害者の生産活動（端材を加工し製品化するリサイクル活動）のための作業室の空調設備の更改事業	870,000
特定非営利活動法人 ぼくら・あそび隊・流	444-0840	愛知県岡崎市戸崎町一丁目30番地10	知的障がい者自律生活応援事業の教育部門「流大楽」さをり授業のための手織機の増備事業	168,000
特定非営利活動法人 Face	444-0826	愛知県岡崎市若松町字萱林21番地22	F a c eの施設老朽に伴う耐震改修及び授産品販売向上のための改築事業	4,000,000
特定非営利活動法人 プレマクラブ	475-0025	愛知県半田市亀崎大洞町5丁目9番地の2	老朽化した小鈴谷保育園分園の一部を障害児通所支援事業等を実施するための環境整備事業	5,000,000
社会福祉法人 阿吽会	441-1204	愛知県豊川市西原町松葉10番地16	特別養護老人ホーム穂の国荘の入所者浴室の天井の老朽化のための天井改修事業	770,000
社会福祉法人 カリヨン福祉会	497-0032	愛知県海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代1番1	特別養護老人ホームカリヨンの郷の利用者の通院・外出・送迎のための車両の更改事業	1,000,000
特定非営利活動法人 みえきた市民活動センター	511-0088	三重県桑名市南魚町86番地	身近で小さな市民活動を応援する「市民活動応援☆きらきら基金」普及啓発のための参加の集い実施事業	400,000
特定非営利活動法人 すずか希望の里	513-0824	三重県鈴鹿市道伯町2403番地	介護や認知症などに関する”講演と映画のつどい”実施事業	443,000
社会福祉法人 いずみ	511-0251	三重県員弁郡東員町大字山田1546-1	社会福祉法人いずみの事業における送迎・外出のための車両の更改事業	1,652,000
社会福祉法人 三和福祉会	510-1233	三重県三重郡菰野町菰野8350-2	生活介護事業所グリーンランドの利用者送迎及び作業物品運搬のための車両の更改事業	900,000
特定非営利活動法人 ALSしがネット	520-0805	滋賀県大津市石場7-8	難病障害者の喀痰吸引等を担える介護職員養成研修機関登録に必要な研修必須機器の新規設置事業	824,000
特定非営利活動法人 長浜みなみ会	526-0833	滋賀県長浜市永久寺町888番地1	就労継続支援B型事業の就労支援のための地域資源ごみ回収システム機器の設置事業	5,000,000
特定非営利活動法人 キアラ カーザ	523-0058	滋賀県近江八幡市加茂町3651-7	デイサービスセンターみなみ風の特設入浴器械・リハビリルームの設置のための増築事業	5,000,000
社会福祉法人 サルビア会	523-0072	滋賀県近江八幡市牧町1885番地	特別養護老人ホームの通院及び外出、通所介護事業の送迎及び外出並びに居宅支援事業所の訪問用車両の更改事業	980,000
特定非営利活動法人 滋賀自閉症研究会たんぽぽ	523-0894	滋賀県近江八幡市中村町661-14 Y's t' l302	自閉症者の就労事業所開設のための改修事業	3,850,000
特定非営利活動法人 ほのぼのセンターひなたぼっこ	520-3321	滋賀県甲賀市甲南町葛木397番地	通所介護施設ひなたぼっこかつらぎ利用者の送迎及び外出用車両の増車事業	1,400,000
特定非営利活動法人 京都西陣会	603-8332	京都府京都市北区大將軍川端町3番地西陣工房内	知的障害者就労継続支援事業所で西陣織を織るための機及び機装置の新規設置事業	1,870,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人　まいづる福祉会	625-0133	京都府舞鶴市大字平小字前田409番2	障害者福祉サービス事業所の新規弁当事業（配食サービス含む）での配達車両の新規配備事業	980,000
社会福祉法人　松寿苑	623-0034	京都府綾部市田野町田野山2番地163	特別養護老人ホーム第2松寿苑の通院・外出・送迎用車両の更改造業	1,000,000
特定非営利活動法人　水度坂友愛ホーム	610-0121	京都府城陽市寺田水度坂119-30	認知症予防のためのスリーA方式によるもの忘れ予防教室実施事業	500,000
社会福祉法人　亀望会	550-0006	大阪府大阪市西区江之子島1-8-44	特別養護老人ホーム江之子島コスモス苑の通院送迎用車両の更改造業	1,700,000
特定非営利活動法人　まちの案内推進ネット	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町七丁目1番39号	障がいの有無や年齢にかかわらず公共交通を利用する多くの人々を対象にバリアフリー案内“えきベディ”情報の無償提供、普及を進める対応システム開発事業	3,500,000
特定非営利活動法人　ほほえみ	564-0028	大阪府吹田市昭和町6-9	特定非営利活動法人ほほえみの送迎用車両の新規配備事業	511,000
社会福祉法人　みつわ会	572-0075	大阪府寝屋川市葛原1丁目27-20	授産事業拡大のための備品整備事業	268,000
特定非営利活動法人　自立生活センター　いしずえ	574-0011	大阪府大東市北条五丁目8番7号	障害者・高齢者（要介護認定等）の通院・外出支援等のための福祉車両による福祉移送事業	1,115,000
社会福祉法人　和泉つくし福祉会	594-0032	大阪府和泉市池田下町1397番地「さらの郷」内	第2活動場所「第2さらの郷」の設立に伴う送迎・地域活動等のための車両の新規配備事業	820,000
特定非営利活動法人　こころネットKANSAI	583-0861	大阪府羽曳野市西浦5丁目671番地の5	障がい者等生きづらさを抱えた人が生きやすい社会をつくるための演劇を通じた社会啓発事業	800,000
更生保護法人　神戸学而園	652-0041	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目5番20号	施設バリアフリー化に伴う車両スロープの設置事業	1,785,000
特定非営利活動法人　ウィズアス	653-0842	兵庫県神戸市長田区水笠通4丁目1番12号	障がいの有無や年齢を問わず、だれもが神戸に来やすい案内冊子「神戸観光・交通バリアフリーマップ」の制作配布事業	3,479,000
特定非営利活動法人　神戸定住外国人支援センター（KFC）	653-0038	兵庫県神戸市長田区若松町4-4-10 7757キタ北棟502	外国人高齢者の文化・言語にも配慮した小規模多機能居宅介護施設の運営事業	3,500,000
社会福祉法人　夢和福祉会	671-2216	兵庫県姫路市飾西728番地の3	養護老人ホーム夢前和楽園の利用者が使う食器洗浄のための食器洗浄機の更新整備事業	400,000
社会福祉法人　姫路東部福祉会	671-0219	兵庫県姫路市飾東町豊国210番地	居宅支援事業所清寿園の在宅利用者訪問用車両の更改造業	600,000
特定非営利活動法人　I C C C	664-0026	兵庫県伊丹市寺本1丁目114番地	アトリエドリー夢による高齢者等の安否確認を兼ねた弁当配達事業のための車両整備事業	1,000,000
社会福祉法人　日野の郷	677-0002	兵庫県西脇市前島町260-1	通所介護事業の送迎並びに特別養護老人ホーム入居者の受診及び外出等送迎車両の更改造業	1,120,000
特定非営利活動法人　こども発達サポートセンター	676-0001	兵庫県高砂市中島3丁目5-5-2	生活介護事業所オークの新規事業開拓のための水耕栽培設備関連機器の新規設置事業	4,700,000
特定非営利活動法人　アメニティー・ライフサポート・アシスト	630-8325	奈良県奈良市西木辻町91番地の4	移動支援の為の福祉有償運送事業	1,456,000
特定非営利活動法人　つくし野会	635-0817	奈良県北葛城郡広陵町寺戸438-1 寺戸ハイ107号	知的障害者とその家族のための余暇支援活動「ほっぷ・すてっぷ」運営事業	156,000
社会福祉法人　わらべ会	641-0042	和歌山県和歌山市新堀東2丁目1-25	新堀保育園の保育室床フローリング改修事業	1,288,000
社会福祉法人　和歌山県福祉事業団	649-2102	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1	障害者自立支援法に基づく共同生活住居（グループホーム・ケアホーム）の新設に伴う改修事業	5,000,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人　おおの福祉会	690-0264	島根県松江市大野町167番地	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所「大野の郷」の送迎・外出・通院・地域交流活動用車両の更改造業	1,200,000
特定非営利活動法人　浜っ子作業所	697-0027	島根県浜田市殿町83番地122	浜っ子作業所の作業室のバリアフリー化のための改修工事	1,648,000
特定非営利活動法人　岡山NPOセンター	700-0822	岡山県岡山市北区表町1丁目4-64　上之町ビル3階	小規模作業所・NPO法人等に対する事務手続き可視化促進事業	2,669,000
特定非営利活動法人　子ども劇場岡山県センター	700-0822	岡山県岡山市北区表町1丁目4-64　上之町ビル4階	虐待防止のために、親の心の安定をはかり、親子のきずなを深める連続ワークショップ事業	2,000,000
特定非営利活動法人　子どもシェルターモモ	700-0973	岡山県岡山市北区下中野326-108	施設退所後の10代後半の子どもたちのためのアフターケア事業	5,000,000
特定非営利活動法人　岡山マインド「こころ」	710-1301	岡山県倉敷市真備町箭田1679番地2	精神障がい当事者が運営する地ビール醸造所の新規販路開拓のための瓶詰め機整備事業	2,250,000
特定非営利活動法人　かもめ	706-0011	岡山県玉野市宇野1-30-11	知的障害者地域活動支援センター小規模作業所の作業効率向上のための作業台等備品購入事業	154,000
特定非営利活動法人　あいあいねっと	731-0221	広島県広島市安佐北区可部3丁目9番22号	企業などからの寄贈食品の保管管理と生活困窮者支援団体への迅速な食品分配の倉庫の新設事業	1,343,000
社会福祉法人　あと会	731-4231	広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1	デイサービスセンターへにくさの利用者送迎用車両の増備事業	897,000
社会福祉法人　本郷福祉会	729-0414	広島県三原市下北方二丁目9番1号	特別養護老人ホーム梅管園の通院・外出・送迎用車両の更改造業	1,179,000
社会福祉法人　アンダンテ	721-0945	広島県福山市引野町南1丁目6番11号	就労継続支援B型事業所ジョイ・ジョイ・ワークかりんの事業拡張のためのパン製造機器の増備事業	4,000,000
特定非営利活動法人　ミニ介護ハウスあしたばの家	720-2102	広島県福山市神辺町東中条2429番地	小規模多機能ホーム　おひいさんの通院、外出、送迎用車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人　東広島市社会福祉協議会	739-0003	広島県東広島市西条町土与丸1108番地	コミュニティFMと連携した防災・防犯・福祉のまちづくり推進事業	500,000
社会福祉法人　さくら福祉会	738-0222	広島県廿日市市津田596番地-1	母子生活支援施設いもせハイツの母子のための通院・外出・送迎用車両の整備事業	1,000,000
社会福祉法人　ちとせ会	731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田527番地7	特別養護老人ホーム百楽荘の入所者のための送迎用車両の更改造業	2,000,000
社会福祉法人　熊野町社会福祉協議会	731-4214	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号	福祉車両貸出サービスの貸出車輛の更改造業	1,500,000
社会福祉法人　豊北福祉会	759-5511	山口県下関市豊北町大字滝部字東1042番地1	特別養護老人ホーム梨花の里の利用者の外出・通院・送迎車両の更新配備事業	300,000
社会福祉法人　稗田福祉会	751-0856	山口県下関市稗田中町8番1号	特別養護老人ホーム慈公園の入居者、ショートステイ利用者の送迎用車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人　親誠会	754-0893	山口県山口市秋穂二島434-1	障害者支援施設山口秋穂園利用者の通院・散髪・外出送迎車両の更改造業	1,476,000
社会福祉法人　愛媛県視覚障害者福祉会	799-2653	愛媛県松山市権現町甲584番地1	愛媛県盲老人ホーム権現荘の通院・外出行事・送迎用車両の更改造業	1,403,000
社会福祉法人　松山手をつなぐ育成会	791-8041	愛媛県松山市北吉田町77番地34	障害福祉サービス事業生活介護事業所つくし園通所利用者の送迎車両の更改造業	1,370,000
特定非営利活動法人　ケア・サポート	799-2209	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	シーサイド（通所介護）における利用者の重度化に伴うADL入浴装置の新規設置事業	1,425,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 高知西南福祉協会	788-0031	高知県宿毛市貝塚19番20号	障害者支援施設「ピアハウスすくも」施設利用者の通院、外出、送迎用福祉車両の新規配備事業	1,600,000
社会福祉法人 グリーンコープ	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1	障がい者ケアホームの利用者送迎・外出時使用車両の設置	1,000,000
社会福祉法人 みのり保育会	825-0018	福岡県田川市番田町4番24号	徳成寺みのり保育園の乳児沐浴室の施設改修及び倉庫設置事業	589,000
特定非営利活動法人 障がい者支援ネットかすが	816-0849	福岡県春日市星見ヶ丘一丁目8番地	春日市から受託する春日市本庁と支所・公民館等間の書類配送のための車両新規配備事業	787,000
社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会	816-0804	福岡県春日市原町原町3丁目1-7 クーパ-ビル内	聴覚障害者向けのIT講座実施事業	931,000
社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会	811-2501	福岡県糟屋郡久山町大字久原1869	重症心身障害児者の呼吸管理のための人工呼吸器配備事業	5,000,000
社会福祉法人 朝日会	822-1202	福岡県田川郡福智町神崎1533-151	社会福祉法人朝日会の通院・苑外活動・送迎用車輛の増備事業	1,287,000
特定非営利活動法人 子どもと文化のネットワーク ぽっぽ・わーど	841-0051	佐賀県鳥栖市元町1228-2	ひとりぼっちの子育てママのための心のサポート事業	500,000
社会福祉法人 慈恵会	845-0034	佐賀県小城市三日月町甲柳原68番地1	特別養護老人ホーム ケアハウス鳳寿苑の屋上断熱防水改修事業	5,000,000
社会福祉法人 承陽福祉会	855-0066	長崎県島原市柿の木町2937番地1	みどり保育園の園舎老朽化のための移転新築に伴う園庭ピオトープ工事	5,000,000
社会福祉法人 ふるさと	851-3502	長崎県西海市西海町川内郷1484番地	特別養護老人ホームふるさとの通院、外出、送迎用車両の更改造業	1,000,000
社会福祉法人 いずみ会	854-0513	長崎県雲仙市小浜町南本町518番地	よろこびの里の利用者送迎及び生産活動における物品の運搬車輛の更改造業	1,773,000
社会福祉法人 四面福祉会	859-2601	長崎県南島原市加津佐町己2679-3	若木保育園の園児並びに学童保育児童の送迎・園外保育・地域活動のための車両更改造業	2,191,000
特定非営利活動法人 オハナ	853-3322	長崎県南松浦郡新上五島町阿瀬津郷588番地1	ホームホスピス オハナの家の物干場に出る窓、廊下の改修事業	350,000
社会福祉法人 東泉会	869-4301	熊本県八代市東陽町南762-1	救護施設千草寮の入所者に係る通院及び外出用車両の更改造業	1,500,000
特定非営利活動法人 環境と福祉を結ぶ会グループ・エコ	867-0068	熊本県水俣市浜松町61番33	就労継続支援B型事業での朝・夕の送迎、施設外就労先企業との送迎車両の新規購入事業	1,600,000
社会福祉法人 博心会	865-0051	熊本県玉名市繁根木215-1番地	障害者用グループホーム・通所施設さくらサポートの通院・外出・就労支援・送迎用車両の増備事業	1,641,000
社会福祉法人 健児福祉会	869-3174	熊本県宇土市戸口町52-2	宇土ありあけ保育園の園児通園送迎用車両の更改造業	1,500,000
社会福祉法人 三心会	863-0005	熊本県天草市本町新休37番地1	保育所の災害時対応および省エネ対策のための発電設備の増備事業	2,350,000
特定非営利活動法人 市民後見人養成・活動支援ネットワーク大分	870-0846	大分県大分市大字羽屋813番地の5	高齢者等の権利擁護を図るための成年後見制度の利用促進及び制度の普及・啓発活動事業	350,000
特定非営利活動法人 宇佐市障がい者共同受注協議会	879-0472	大分県宇佐市大字上元重687-1番地	就労継続支援A型・就労移行支援施設の新規農地開拓のための農機具の新規設置事業	4,600,000
特定非営利活動法人 こころ	885-0063	宮崎県都城市梅北町4200番地3	就労継続支援事業での弁当宅配サービス事業用調理器具設備整備事業	2,500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 クリンカ鹿児島	891-1107	鹿児島県鹿児島市有屋田町603番地5	就労継続支援A型事業所神之川温泉の多目的室作業室等のある建物の壁の老朽化のための改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 鹿児島県ファイナンシャル・プランナー協会	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番 公社ビル316号	専門後見人が少ない離島で、成年後見の知識を有し、判断能力が不十分な方を地域の人が後見するための「市民後見人」を養成する事業	2,800,000
特定非営利活動法人 生活支援の会おれんじの家	899-0202	鹿児島県出水市昭和町55番10号	就労継続支援B型事業での朝・夕の送迎、施設外就労先企業との送迎車両の新規購入事業	1,800,000
特定非営利活動法人 Ryouiku Circleはなはな	899-4332	鹿児島県霧島市国分中央二丁目5番6号	児童発達支援事業所を利用している重度障がいを持つ子ども達のための認知・コミュニケーション活動支援機器及び移動支援機器購入事業	4,700,000
特定非営利活動法人 親子ネットワーク がじゅまるの家	891-7112	鹿児島県大島郡徳之島町諸田701番地2	離島・へき地にて安心して子育てができるための地域子育て情報サイトの活用	4,000,000
特定非営利活動法人 沖縄県自立生活センター・イルカ	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐4-4-1	小規模離島で障がい者の自立生活の実現をめざすための障がい者育成事業	500,000
社会福祉法人 トウムヌイ福祉会	901-0300	沖縄県糸満市西崎町4丁目20番地5 道の駅いとまん構内	障害者就労支援A i l e (エール) の利用者増加に伴う工賃の確保及び向上のための新規生産科目 (ジュエリー部門) 設備の整備事業	2,355,000
社会福祉法人 中陽福祉会	904-2304	沖縄県うるま市与那城屋敷名1410番地	就労支援事業の車いす等利用者様のための送迎用車両増設事業	1,927,000
特定非営利活動法人 やえせ就労支援センター野の花	901-0401	沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1318-1 八重瀬町社会福祉会館内	就労継続支援B型事業所の事業開拓のためのパン、菓子製造機器の設置事業	1,855,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(1団体 490,000円)

配 分 団 体				使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所			
特定非営利活動法人 和歌山県腎友会		640-8319	和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビル6階	要援護者のための災害（救急）時の減災（救命）支援事業	490,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術研究、治療又は予防を行う事業(3団体 5,500,000円)

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術研究、治療又は予防を行う事業(5団体 3,500,000/17)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会	110-0015	東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5階	外国人ボランティアと連携した外国人のための結核感染症などに関する啓発事業	3,200,000
公益財団法人 石川県臓器移植推進財団	920-0293	石川県河北郡内灘町大学1丁目1番地	臓器移植推進のため啓発普及(県民・医療施設)・ドナー確保・移植への活動等の車両更改事業	900,000
特定非営利活動法人 血管性浮腫情報センター	814-0002	福岡県福岡市早良区西新2-7-8-1510	遺伝性血管性浮腫の啓発プロジェクト診断サポート事業と講演会開催事業による推進	1,400,000

④文化財の保護を行う事業(3団体 5,890,000円)

④文化財の保護を行う事業(3団体 3,890,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 文化財保存支援機構	110-0008	東京都台東区池之端4-14-8 ビューハイツ池之端102号	「陸前高田学校」～被災地の文化・記憶遺産継承のための人材育成事業	1,890,000
特定非営利活動法人 伊豆学研究会	410-2321	静岡県伊豆の国市三福913-7	伊豆地域に残る文化財保護のための古文書の調査活動事業	500,000
公益財団法人 冷泉家時雨亭文庫	602-0893	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町599	冷泉家伝来の典籍・古文書類の写真フィルムの長期保存に向けてのデジタルデータ化事業	3,500,000

⑤青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(39団体 61,106,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称		住 所		
特定非営利活動法人 NATURAS	041-0806	北海道函館市美原2丁目9番20号	子どもたちの郷土愛を深める教育プロジェクト「ミニチュアのレンガのお家づくりで街と人の魅力を再発見」	500,000
特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ	310-0022	茨城県水戸市梅香2-1-39 茨城県労働福祉会館2階	外国人生徒の学習環境改善のための教室開設と多言語の学習支援スタッフのコーディネート事業	4,000,000
特定非営利活動法人 茨城YMCA	305-0033	茨城県つくば市東新井24-7	放課後児童健全育成事業実施施設拡大等に伴う机・椅子の増補事業	600,000
特定非営利活動法人 栃木教師力向上センター	321-4216	栃木県芳賀郡益子町大字塙3343番地3	子どもたちの観光・まちづくり教育のための地域貢献活動事業	90,000
特定非営利活動法人 科学映像館を支える会	350-1103	埼玉県川越市霞ヶ関東3-1-16	理科教育推進のための科学教育映画収集・活用ならびに関連する理科実験実施の支援事業	2,601,000
社会福祉法人 新啓会	364-0014	埼玉県北本市ニツ家2-45	社会福祉法人新啓会が経営する保育園園児の保育環境の充実のためのピオトープ設置事業	2,680,000
特定非営利活動法人 子どもっとまつど	271-0051	千葉県松戸市馬橋2855番地 マンションニース 松戸407	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
特定非営利活動法人 ドットジェイビー	102-0082	東京都千代田区一番町23-2 番町ロイヤルコート507号	若者の「考え、発信・行動する力」を養い、社会参画を促す為の未来自治体事業	4,000,000
特例社団法人 日本海洋少年団連盟	104-0043	東京都中央区湊2-12-6 湊SYL'ル	海外青少年と我が国青少年の交流のための体験活動事業	1,677,000
特例財団法人 日本アウトワード・バウンド協会	162-0816	東京都新宿区白銀町2-12-301	青少年の自己発見のための冒険的体験活動への参加・移動・救護・装備運搬用の車両の更改造業	1,830,000
特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	162-0065	東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ 2A	子どものいじめ・自殺防止のためのフォーラム実施事業	2,500,000
特定非営利活動法人 暮スカイパーク	136-0073	東京都江東区北砂6-19-11 北砂大島101号	集まろう! 囲碁フェスタ2013in Tokyo	495,000
特定非営利活動法人 劇場創造ネットワーク	166-0002	東京都杉並区高円寺北2-1-2	「若者のためのじっくりものづくり塾」事業	500,000
特定非営利活動法人 NPOカタリバ	166-0003	東京都杉並区高円寺南3-66-3 高円寺コモンズ 2F	被災した子供たちに教育を提供する教職員の活動に利用するための車両の増備事業	792,000
特定非営利活動法人 聴覚障害教育支援大塚クラブ	170-0004	東京都豊島区北大塚1-33-22 ヲシ北大塚203	聴覚障害児教育の専門性を担保するための指導者用教材DVD等制作事業	3,800,000
特定非営利活動法人 全国不登校新聞社	114-0021	東京都北区岸町1-9-19	不登校・ひきこもりの子を持つ親のための研修合宿事業	450,000
特定非営利活動法人 いのちのミュージアム	191-0033	東京都日野市百草999 百草台コミュニティセンター3階	青少年に対する「自分は加害者にはならない」という意識付けにより被害者を生み出さない事業と犯罪被害者に対するピアサポート事業	2,450,000
特定非営利活動法人 地球学校	247-0007	神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 地球市民かながわプラザ 1階 NPOなどのための事務室内	外国につながる子どものための「漢字学習」意欲向上教材の新規開発事業	500,000
特定非営利活動法人 ふぁみりーさぼーとのあ	247-0024	神奈川県横浜市栄区野七里一丁目37-10	障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援教育事業	420,000
公益財団法人 現代人形劇センター	211-0035	神奈川県川崎市中原区井田3-10-31	難聴児のための防災教育と共生のための防災人形劇「稲むらの火」鑑賞事業	4,500,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0913	石川県金沢市西町三番丁16番地	児童及び生徒の科学的活動機会拡充のためのオープンスクール事業	500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 クラブパレット	929-1123	石川県かほく市森1番地宇ノ気体育館内	次世代育成のための小学生児童対象 放課後活動支援事業「パレットステーション」実施事業	3,000,000
特例財団法人 丸岡町文化振興事業団	910-0298	福井県坂井市丸岡町霞1丁目41-1	まるおか子ども歌舞伎公演事業による文化振興活動事業	500,000
特定非営利活動法人 富士見町体育協会	399-0213	長野県諏訪郡富士見町乙事1000番地 富士見町海洋センター内	スポーツを通して青少年の健全育成活動を図るための活動事業（幼児～少年を対象とする事業）	300,000
特定非営利活動法人 ホールアース研究所	419-0305	静岡県富士宮市下柚野165	環境教育指導者を目指す大学生、社会人（若年者）のための実践的な自然体験活動指導者講座「キャンプリーダー養成講座」実施事業	500,000
特定非営利活動法人 子育て・子育て支援NPO たんぽぽ	457-0863	愛知県名古屋市南区豊4-10-6 堀田サハイツA-512	子育て問題を解決するための講座開催事業	300,000
特定非営利活動法人 シェイクハンズ	484-0087	愛知県犬山市中山町一丁目19番地	子ども若者が育ち・育て合うための居場所づくり、ゆめづくり事業	2,956,000
特定非営利活動法人 あめんど	520-2133	滋賀県大津市野郷原2丁目3-7	不登校児、軽度発達障がい児のための学習支援事業	500,000
特定非営利活動法人 京都親子支援センター・チャレンジクラブ	618-0091	京都府乙訓郡大山崎町円明寺北浦26-6	チャレンジクラブクラブハウス老朽化に伴う修繕事業	4,523,000
特定非営利活動法人 ZUTTO	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町2-6-1 福梅ビル5階	生きづらさ（ひきこもり、発達障がいなど）を持つ若者の居場所と就労準備講座の開催事業	3,500,000
特定非営利活動法人 すいた環境学習協会	565-0863	大阪府吹田市竹見台2-15-2	児童たちが校庭で「二毛作」と「地産地消」を実体験する学習支援事業	500,000
特定非営利活動法人 レックス体操クラブ	670-0965	兵庫県姫路市東延末1-56-903	知的障がい児の体力と運動能力の向上を図るとともに、心と体の健康を保持増進させるためのコーディネーショントレーニングを活用した体操教室事業	495,000
特定非営利活動法人 棚田LOVE R's	679-2326	兵庫県神崎郡市川町谷915番地	青少年の人材育成のための棚田・地域再生事業～ホップ～	500,000
特定非営利活動法人 プレーパークてんとう虫	699-0502	島根県出雲市斐川町莊原2395番地2	古民家を活用した子育て支援のための改修事業	3,850,000
特定非営利活動法人 青電スポーツクラブ	723-0014	広島県三原市城町1丁目13-18-902	体操選手の発掘・育成のための体操チャレンジ教室開催事業	500,000
特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136	愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業	450,000
特例社団法人 西土佐環境・文化センター 四万十楽舎	787-1323	高知県四万十市西土佐中半408-1	四万十楽舎の屋外トイレ施設の老朽化のための改修事業	2,347,000
特定非営利活動法人 仁淀川お宝探偵団	781-2124	高知県吾川郡いの町八田1467	仁淀川国際水切り大会を開催する事で青少年の環境を考慮した健全育成のための活動事業	500,000
特定非営利活動法人 有田町どっとこむ	844-0018	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972番地32	学童の健全育成を目的とした学童保育特別講座事業	500,000

⑥健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 105,000円)

⑥健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(1団体 105,000円)				
配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特例財団法人 いばらき腎バンク	305-8576	茨城県つくば市天久保2-1-1 筑波大学 附属病院C棟322-1	慢性腎臓病対策事業	105,000

⑦開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(2団体 8,400,000円)

⑦開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の支援を行う事業(2団体 5,400,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
公益財団法人 オイスカ	168-0063	東京都杉並区和泉3-6-12	オイスカ中部日本研修センターの厨房・食堂改修及び備品更改事業	5,000,000
特定非営利活動法人 メンターネット	703-8256	岡山県岡山市中区浜604番地3 トラスト井上ビル2F B10原尾島ビル7B-7	ICTを活用した研修・技能実習生への多言語による法的保護情報講習及び日本語学習支援事業	3,400,000

⑧地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
(17団体 62,251,000円)

(17団体 62,251,000円)

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
公益財団法人 北海道環境財団	060-0004	北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル4階	カーボン・オフセットの周知・推進と連携した市民による自発的な節電・省エネ実践のためのスキーム構築事業	4,981,000
特定非営利活動法人 秋田パドラーズ	010-0921	秋田県秋田市大町1-2-7	CO2削減のメカニズムと森林自然環境を植樹やカヌーによる観察によって学ぶ事業	4,900,000
特定非営利活動法人 冒険の鍵クーン	018-4301	秋田県北秋田市米内沢寺/下8-28	子ども達が、森を学び、森を知り、地球上の生き物が棲みやすい森づくりのための事業	4,699,000
特例財団法人 尾瀬保護財団	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁17階	高山植物の宝庫・至仏山の植生保護を目的とした残雪期利用ルールの運営	500,000
特定非営利活動法人 MORIMORI ネットワーク	102-0093	東京都千代田区平河町1-3-7 7階平河町ビル2階	震災の経験に学ぶ自然との共生のあり方、子どもたちとつくる未来の森のための「森の実験基地」事業	4,880,000
特定非営利活動法人 Hydronet Energy	104-0061	東京都中央区銀座1-15-7 3F	カーボンオフセットと再生可能エネルギーを啓発する国際シンポジウムの開催し、太陽光発電ランプをアフリカの孤児院に寄贈して教育の機会を提供するとともに、灯油ランプ使用を減少させてCO2の削減も実現する事業「東京炭素会議」実施事業	5,000,000
特定非営利活動法人 環境文明二十一	145-0071	東京都大田区田園調布2-24-23-301	持続可能な地域社会づくりのための「グリーンジョブの見える化」事業	3,456,000
特定非営利活動法人 環境修復保全機構	195-0064	東京都町田市小野路町2987-1	小野路里山ギャラリー屋外研修場における里山保全学習施設の整備事業	3,945,000
特定非営利活動法人 ねっとわーく福島潟	950-3315	新潟県新潟市北区朝日町4-6-20	福島潟の環境保全と普及活動のための潟舟製作と外来種の駆除活動等	1,120,000
特定非営利活動法人 ボランタリーネイバーズ	461-0005	愛知県名古屋市東区東桜2-18-3 702号	「中部地区でのクレジット利用の促進による持続的な地域の発展の為の小冊子作成・配布事業」	3,500,000
公益財団法人 水島地域環境再生財団	712-8034	岡山県倉敷市水島西栄町13-23	フードマイレージ買いもののゲームの講師養成事業 ～買いものと交通から考えるフードマイレージ買いもののゲーム教材～	500,000
特定非営利活動法人 高知こどもの図書館	780-0844	高知県高知市永国寺町6-16	子どもとの成長や子育て環境の充実を主体とした「こどもの森」事業として、図書館未設置地域に模擬図書館を開設し、読書体験の拡充及び文化体験の機会を提供するとともに、カーボン・オフセットを実施する事業	5,000,000
特定非営利活動法人 土佐の森・救援隊	781-2154	高知県高岡郡日高村岩目地字中山940-1 土佐の森・救援隊 日高事務所	日本の森づくりを自伐林業方式で推進する土佐の森活動事業	3,500,000
特定非営利活動法人 黒潮実感センター	788-0343	高知県幡多郡大月町柏島625	海の中の森づくり（藻場再生とアオリイカの人工産卵床設置事業）とカーボン・オフセットの普及啓発事業	5,000,000
特定非営利活動法人 グリーンシティ福岡	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通5-24-30 東カ福岡第一ビル1019	カーボン・オフセットを伴う松原保全普及事業	4,289,000
特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム	869-2612	熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816	木質ペレットストーブ、薪ストーブを用いたCO2削減及び環境教育事業	3,500,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 九州森林ネットワーク	883-1301	宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代2683	F S C 森林認証の森を都市市民が守るエコツアー事業	3,481,000

(2) 東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成(29団体 106,862,000円)

東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
社会福祉法人 三陸福祉会	022-0101	岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通27-5	地域の要援護高齢者のための居宅巡回型訪問入浴車整備事業	4,322,000
特定非営利活動法人 ケアセンターいこい	021-0893	岩手県一関市地主町2番26号	地震等災害時の独居高齢者の安否確認と避難移動機器整備事業	3,501,000
特定非営利活動法人 グローバルヒューマン	029-0202	岩手県一関市川崎町薄衣49-8 東日本大震災復興支援本部	東日本大震災被災建物の改修と復興支援活動拠点の創設	5,000,000
特定非営利活動法人 まちづくり・ぐるっとおおつち	028-1131	岩手県上閉伊郡大槌町大槌15-95-179	被災者に対する新たなコミュニティ形成及び食文化の継承による復興支援事業	4,400,000
特定非営利活動法人 創る村	981-0413	宮城県東松島市新東名4丁目6番地の1	介護保険法に基づく事業・フリースクール及老葉子の家事業・劇団事業・コンサート事業の為に車両配備事業	3,000,000
医療法人 白寿会	960-8165	福島県福島市吉倉字谷地52	東日本大震災で被災した要介護者の通院や送迎のための福祉車両の新規配備事業	1,840,000
特定非営利活動法人 市民公益活動パートナーズ	960-8101	福島県福島市上町3番4号 コマ福島ビル9号	借上げ住宅避難者のための「交流ひろば」開設による自治会とコミュニティの支援プロジェクト運営事業	4,685,000
特定非営利活動法人 あさがお	979-2335	福島県南相馬市鹿島区鹿島字上沼田120-1	震災により避難してきた障がい者が自立するための居場所づくり事業	5,000,000
特定非営利活動法人 教育ルネッサンス	350-0046	埼玉県川越市菅原町20番地137マンションビル4F	被災中高生にメンタルケア及び学習支援する「NPO塾」事業	3,711,000
特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	270-0003	千葉県松戸市東平賀7番地の2	福島県から松戸市へ避難している方への常設型サロン開設による交流・サポート事業	5,000,000
公益社団法人 日本水難救済会	102-0083	東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル	水難救助体制復興のための救助機具整備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	102-0075	東京都千代田区三番町24-25 三番町TYビル3F	被災地3県におけるNPO法人のための認定取得支援事業	5,000,000
特定非営利活動法人 フローレンス	102-0072	東京都千代田区飯田橋4-8-4 第二フレシイビル502号室	被災地の中高生向け無償学習進学サポート「希望のゼミ」運営事業	3,000,000
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	102-0071	東京都千代田区富士見1-2-32	東日本大震災被災者の特別電話相談のため「第2次のいのちの電話震災ダイヤル」相談電話事業	2,700,000
公益財団法人 理想教育財団	105-0004	東京都港区新橋2-20-15 新橋駅前ビル1号館	東日本大震災被災小中学校に対し、授業を進めるために先生方が必要とする図書・教材の寄贈事業	5,000,000
特定非営利活動法人 子どもNPO・子ども劇場全国センター	160-0022	東京都新宿区新宿1-29-5 グランドマンション新宿東902号	東日本大震災から未来へ・子どもと子育て家庭に寄り添い手をつなぐセーフティネットワーク事業	4,990,000
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ	110-0015	東京都台東区上野5-3-4クリエイティブOne秋葉原ビル7F	東日本大震災に関連する、被災者・周辺住民の権利保護のための調査・法律相談活動	5,000,000
特定非営利活動法人 ICA文化事業協会	157-0072	東京都世田谷区祖師谷4-1-22-2F	南相馬市応急仮設住宅での園芸活動を通じた心のケア事業	5,000,000

配 分 団 体			使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所			
特定非営利活動法人 地域の芽生え21	120-0015	東京都足立区足立4丁目27番10号	大川小学校に花壇を造り花を植えるための環境整備事業	2,881,000
特定非営利活動法人 モンキーマジック	180-0002	東京都武蔵野市吉祥寺東町4-11-6	石巻市民を対象とした被災地域の健康回復のための運動施設の設備事業	3,678,000
特定非営利活動法人 山の自然学クラブ	234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台5丁目15番30号	被災樹木の活用と地域間連携による、建築製作を通じた被災地支援	2,020,000
特定非営利活動法人 日本災害救護推進協議会	214-0021	神奈川県川崎市多摩区宿河原6-19-28	被災地での災害による精神的ダメージを克服するためのサバイバル実習事業	2,420,000
特定非営利活動法人 全日本企業福祉協会	215-0005	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘8-11-14	東日本大震災の影響で川崎市周辺に避難する子育て家庭支援事業	4,000,000
一般財団法人 世界こども財団	259-0111	神奈川県中郡大磯町国府本郷1805-2	東日本大震災による原発問題を抱えている相双地区の医療・教育の環境整備のための事業	1,900,000
特定非営利活動法人 レスキューズトラックヤード	461-0001	愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階	被災者が一番伝えたいことを次の被災者につなぐ事業	5,000,000
一般財団法人 名古屋YWCA	460-0004	愛知県名古屋市中区新栄町2-3	シンチ・ハート・プロジェクト「テレビ電話による福島県新地町の小学校児童生徒の心のサポート活動」事業	4,000,000
特定非営利活動法人 チェルノブイリ救援・中部	466-0064	愛知県名古屋市中区昭和区鶴舞三丁目8番10号 愛知労働文化センター内	「放射能測定センター・南相馬」測定活動基盤強化事業	3,214,000
特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク	521-1311	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3番地	福島県での「菜の花プロジェクト」による農業復興のためのボランティア事業	1,600,000
特定非営利活動法人 ハイビスカス	603-8414	京都府京都市北区紫竹大門町46 やまもとマンション201号	被災者・避難者生活支援拠点「福興サロン和Na g o m i」運営事業	4,000,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便葉書の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

19,379,495円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

8,972,079円

(3) 合計

28,351,574円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

**平成２５年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に
付加された寄附金の配分団体等の認可について**

**平成２５年３月２８日
総 務 省**

第1 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

1 配分対象事業

日本郵便株式会社は、寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金について、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第2項により以下の事業を行う団体に対して寄附金を配分することが可能となっており、日本郵便株式会社は以下の10の事業について公募を行い、配分団体毎に配分すべき額を決定することとしている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

2 総務大臣の認可

お年玉法第7条に基づき、日本郵便株式会社がとりまとめた寄附金を配分団体毎の配分すべき額を決定するに当たっては、総務大臣の認可を要することとなっており、平成25年用寄附金付年賀葉書等に付加された寄附金について、今回、認可申請を受けたところ。

3 審議会への諮問

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。

第2 日本郵便株式会社の寄附金配分団体の公募

1 概要

日本郵便株式会社では、平成24年8月に寄附金配分団体の公募を開始。

(1) 配分対象事業

平成26年3月末日までに完了するもので、第1の1①～⑩のとおり。

(2) 助成分野

ア 活動・一般プログラム

イ 活動・チャレンジプログラム

ウ 施設改修

エ 機器購入

オ 車両購入

カ 東日本大震災の被災者救助・予防（復興）【特別枠】

(申請可能団体)

ア～オ：社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

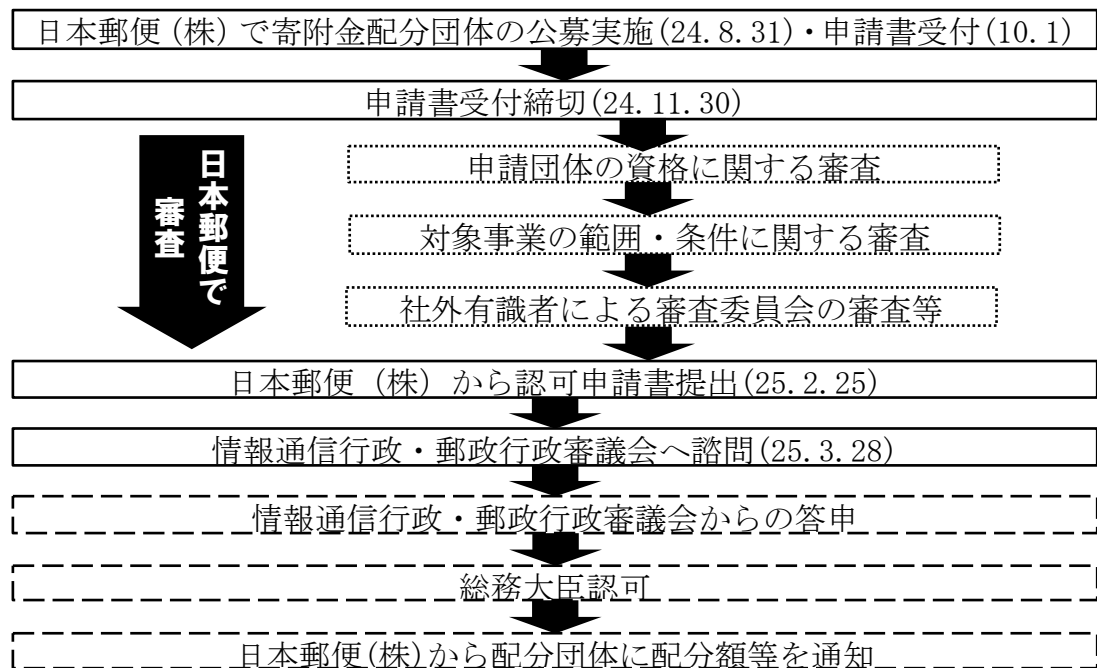
カ：営利を目的としない法人

(3) 連続年配分の制限

2年連続して同一団体（法人）は助成不可。

（活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）を除く。）

2 寄附金配分までの流れ



第3 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

平成25年の寄附金付年賀葉書・年賀切手で寄せられた寄附金の配分について、次の(1)～(3)の申請があったもの。

(1) 配分金・配分団体の決定

ア 配分金

(ア) 寄せられた寄附金額

	販売枚数	寄附金額
寄附金付年賀葉書 (50円+寄附金5円)	1億1,233万枚	5億6,164万円
寄附金付年賀切手 (50円+寄附金3円)	1,104万枚	3,314万円
寄附金付年賀切手 (80円+寄附金3円)	112万枚	335万円
合計	1億2,449万枚	5億9,814万円

(イ) 配分原資と配分金

寄附金額①	5億9,814万円
前年からの繰越金②	4,117万円
配分費用③	2,835万円
配分原資 (④=①+②-③)	6億1,095万円
配分金⑤	6億0,011万円
繰越金 (④-⑤)	1,084万円

イ 日本郵便株式会社が寄附金を配分しようとする団体数

275団体

【配分団体が行う事業の例】

- ・ 障がい児者の自立支援とボランティア育成のための合宿事業
- ・ 要援護者のための災害(救急)時の減災(救命)支援事業
- ・ 遺伝性血管性浮腫の啓発プロジェクト

(2) 配分団体が守らなければならない事項

配分金の目的外利用禁止や他の資金と区別して経理すること等を定めているもの。

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項

配分団体の監査応諾義務や監査の実施方法等を定めているもの。

2 日本郵便株式会社における寄附金配分の考え方

(1) 審査方法

ア 適格性審査

- ①申請可能な法人格を有していること
 - ②2年連続して配分を受けるものでないこと（東日本大震災（復興）及び活動・チャレンジプログラムを除く）
 - ③必要な添付書類が付されていること
- 等について審査を実施。

イ 配分審査

申請1件当たり2名の審査委員により審査・評価し、審査委員会に報告・審議。申請事業の内容評価のほか、より多くの団体に配分が可能になるよう、定量的条件を加味して優先順位をつける

【申請事業に期待する項目】

- 社会的ニーズとその波及効果の高い事業であること
- 先駆性の高い事業であること
- 事業計画の明確性・実現性が高い事業であること
- 事業実施の緊急性の高い事業であること

【定量的条件】

- 寄附金申請額が少額
- 一定の自己負担がある。自己負担額割合が高い
- 団体の前年度決算における次期繰越剰余金がより少額

(2) 団体からの申請と採択状況

日本郵便宛の 団体からの申請		日本郵便の配分 (案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
1,164 (943)	318,489 (275,488)	275 (331)	60,011 (74,694)	23.6% (35.1%)	18.8% (27.1%)

(括弧内は前年)

第4 審査結果

お年玉法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）（お年玉法第7条第2項）	適	会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。 ※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用 ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめに特に要した費用 （ア）使途 寄附金公募の周知費用（周知用チラシ、新聞広告掲載料）、業務委託費等 （イ）金額 1,938万円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 897万円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額5億9,81

審査基準	審査結果	理由
		4万円の100分の1.5に相当する額：897万円)の範囲を超えていない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等のお年玉法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (お年玉法第7条第3項)	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及びお年玉法第5条第2項第2号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準に則って、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が必要に応じて行う査定に基づいて決定していることから、審査の過程については、公正であると認められる。以上より、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項)	適	配分団体が守らなければならない事項は、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項)	適	監査に関する事項は、監査に応ずる義務、監査の実施時期、監査の実施方法を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

参考資料

1 日本郵便（株）の寄附金の事業別配分推移

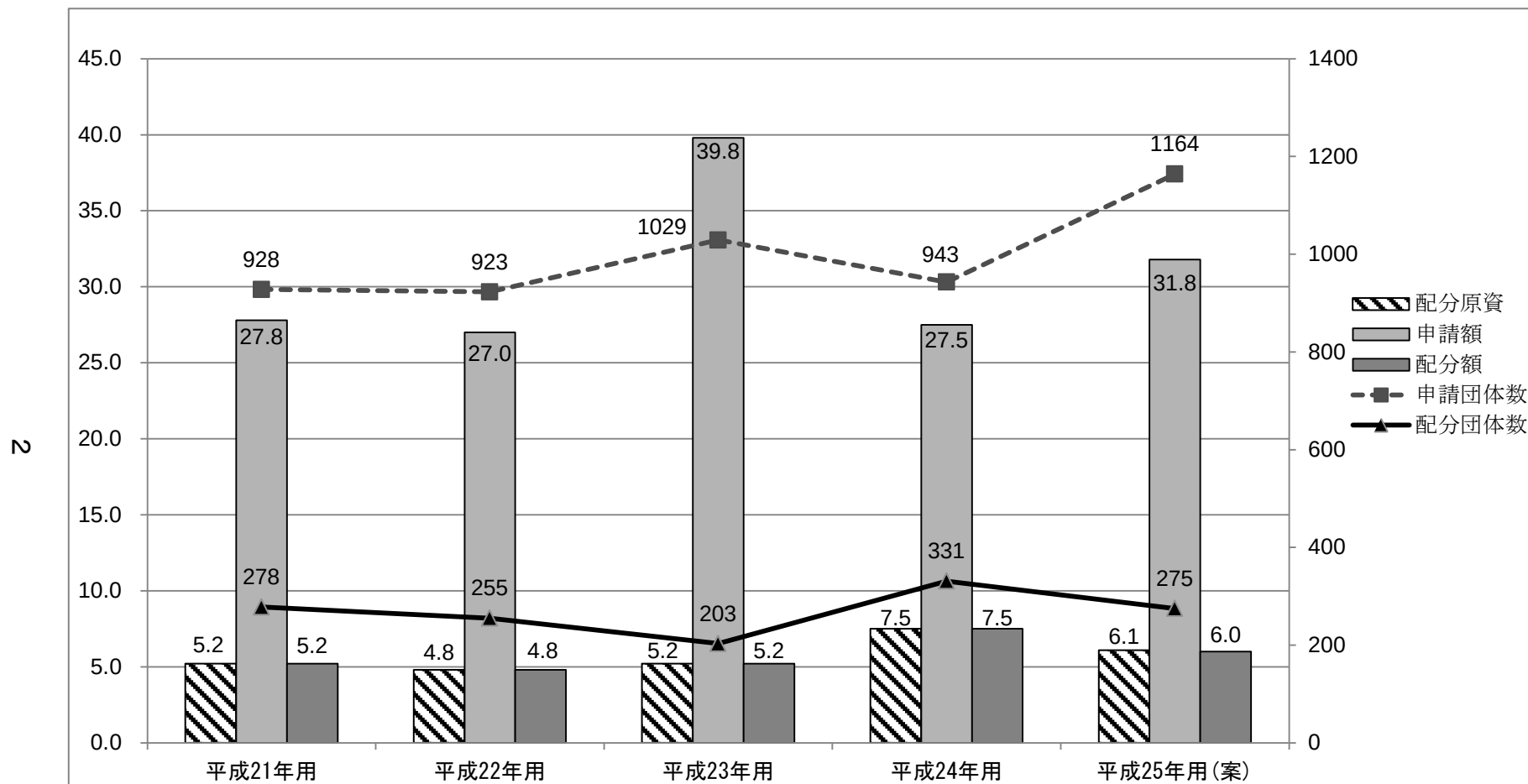
（金額：万円）

事業\項目	平成 2 1 年用		平成 2 2 年用		平成 2 3 年用		平成 2 4 年用		平成 2 5 年用	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 号事業（社会福祉増進）	210	35,299	176	29,287	142	29,038	226	43,132	180	34,951
2 号事業（非常災害救助・予防）	5	667	3	610	8	10,184	39	14,991	30	10,735
（再掲）東日本大震災	-	-	-	-	7	10,084	33	13,087	29	10,686
3 号事業（特殊疾病治療・予防）	1	141	0	0	0	0	4	1,300	3	550
4 号事業（原爆治療・援助）	0	0	1	500	2	644	0	0	0	0
5 号事業（交通事故・水難）	1	50	1	50	0	0	1	320	0	0
6 号事業（文化財保護）	3	441	4	745	2	550	3	1,020	3	589
7 号事業（青少年健全育成）	39	6,361	38	6,611	31	4,102	35	5,867	39	6,111
8 号事業（健康保持増進）	1	50	5	306	0	0	1	255	1	11
9 号事業（海外留学生援護）	0	0	1	175	0	0	0	0	2	840
10 号事業（地球環境保全）	18	9,104	26	9,505	18	7,051	22	7,809	17	6,225
（再掲）カーボンオフセット	12	7,511	19	7,743	12	5,682	17	5,869	-	-
計	278	52,113	255	47,789	203	51,568	331	74,694	275	60,011

【参考】東日本大震災の被災者の救助等を寄附目的とする特殊切手「東日本大震災寄附金付」（額面 80 円＋寄附金 20 円 販売期間：H23. 6. 21～9. 30）及び郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ～る」（額面 50 円＋寄附金 5 円 販売期間：H23. 6. 1～8. 26）の寄附金配分状況

83 団体（6 県、77 市町村）に総額 8 億 9,297 万円を配分

2 最近5年間の寄附金の配分原資・申請・配分状況



※平成23年用年賀については、東日本大震災被災者支援のため緊急公募を行い、通常の申請に加えて45団体9.2億円の申請が寄せられたことから、申請額及び申請団体数が例年より多くなっている。

3 配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

4 配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

5 平成25年用寄附金付の年賀葉書と年賀切手



- 【全国版：寄附金付年賀葉書（50円＋寄附金5円）】
- 意匠：料額印面／紅白梅
裏面／福寿草
 - 原画作者：貝淵 純子（料額印面）
星山 理佳（裏面）
 - 販売地域等：全国及び切手SHOP
 - 印面寸法（縦×横）：25.0mm×22.5mm



- 【寄附金付年賀切手（50円＋寄附金3円）】
- 意匠：奈良井土鈴「福袋巳」
 - 原画作者：菊池 彰
 - 販売地域等：全国及び切手SHOP
 - 印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm



- 【寄附金付年賀切手（80円＋寄附金3円）】
- 意匠：門司ヶ関人形「干支の巳」
 - 原画作者：星山 理佳
 - 販売地域等：全国及び切手SHOP
 - 印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm

6 寄附金の公募要領（郵便事業株式会社（当時）報道発表資料）

2012年8月31日

郵便事業株式会社

平成25年度年賀寄附金配分団体の公募

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）は、平成25年度年賀寄附金配分団体の公募を平成24（2012）年10月1日（月）から開始いたします。

寄附金付年賀葉書による年賀寄附金助成は、昭和24（1949）年の始まりから数えて今年で63年目を迎え、63年という歴史を刻む中で、日本固有の寄附文化に発展してきました。寄附金付年賀葉書は、戦後の社会経済の復興という時代背景のもとで、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行され、昭和24（1949）年にはお年玉付郵便葉書等に関する法律が制定されました。平成3（1991）年には寄附金付年賀切手も発行され、これまでに寄せられた寄附金の総額は約478億円に上ります。これまでに多くの寄附をお寄せいただいた皆さまの心優しい温かいお力添えに心から感謝申し上げます。

お預かりしました寄附金は、総務大臣の認可を経て、法律で定められた10の分野の事業を行う全国各地の社会福祉施設等をはじめとする多くの団体に配分され、地域及び社会の発展、環境保全に大きく貢献し、果たしてきた役割は非常に大きいと考えます。

また、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するために、これまでに123団体に11億2千万円の助成を行って参りました。

平成25（2013）年度年賀寄附金の配分においても、これまでの配分助成（一般枠）のほか、平成24（2012）年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するために、特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」を設定しています。

皆さまからのより多くの申請をお待ちしております。

1 配分助成事業

（1）配分対象団体

ア 一般枠：社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

特別枠：営利を目的としない法人

イ 「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年法律第224号）に定められた次の10の分野の事業を行う団体を対象とします。

（ア）社会福祉の増進を目的とする事業

（イ）風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

（ロ）がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

（ハ）原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

（ニ）交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

（ホ）文化財の保護を行う事業

（ヘ）青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

（ロ）健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

- (ケ) 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- (コ) 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業
- ※ 特別枠の「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」については、上記（イ）の事業のうち、特に「東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業」を対象とします。
- (2) 配分事業分野
配分事業は次の6つの分野とします。
 - ア 一般枠
 - (7) 活動・一般プログラム
 - (イ) 活動・チャレンジプログラム
 - (ウ) 施設改修
 - (エ) 機器購入
 - (オ) 車両購入
 - イ 特別枠
 - 東日本大震災の被災者救助・予防（復興）
- (3) 申請金額（上限）
申請金額の上限は、1件当たり500万円とし、活動・チャレンジプログラムについてのみ50万円とします。

2 配分申請の受付期間

平成24（2012）年10月1日（月）～同年11月30日（金）まで（当日消印有効）

3 配分申請書類

本日より、日本郵政ホームページ（<http://www.japanpost.jp/pressrelease/>）及び日本郵便ホームページ（http://www.post.japanpost.jp/whats_new/）に掲載します。

※ 申請書類は、配分事業分野ごとに6種類の申請書がありますので、いずれか1つを選択してください。

4 配分申請書類の送付先

100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
郵便事業株式会社 総務部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

〔郵便事業株式会社は平成24年10月1日（月）から日本郵便株式会社になりますが、旧社名でお送りいただいてもかまいません。〕

（参考）

年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）

以 上

平成 25 年度年賀寄附金 配分申請要領
— 社会貢献事業への助成金申請の公募 —

はじめに

社会貢献事業に対する平成 25 年度年賀寄附金の配分団体を
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 24 年 10 月 1 日（月）から同年 11 月 30 日（金）

【年賀寄附金について】

国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年（1949 年）12 月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」（以下「寄附金付年賀葉書」という。）を、そして平成 3 年（1991 年）からは「寄附金付お年玉付郵便切手」（以下「寄附金付年賀切手」という。）を発行しています。

今年は始まりから数えて 63 年目を迎え、これまでに寄附金付年賀葉書及び寄附金付年賀切手をご購入いただいた皆さま方から寄せられた寄附金は合計で約 478 億円に上ります。

年賀寄附金配分事業は、郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和 24 年法律第 224 号）に基づいてこれを行っており、お預かりした寄附金を、法律に定められている 10 の分野のいずれかの事業を行う団体に配分します。

年賀寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

現在、年賀寄附金は年間約 6 億円の規模にあり、社会貢献助成資金としてお役に立っています。その寄附者は寄附金付年賀葉書・切手を購入いただいた方々であり、多くの人々がその意志を持って社会貢献の寄附活動に参加するという裾野の広がりを持つ、助成資金です。

本事業は一般の方々に支えられてきた事業であり、今後も社会に役立つ助成金として育ててゆきたいと考えています。

【年賀寄附金配分事業の分野について】

年賀寄附金の配分は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業等の“活動”を支援する「活動・一般プログラム」及び「活動・チャレンジプログラム」並びに団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な“物資購入等”を支援する「施設改修」、「機器購入」及び「車両購入」という分野に対して行われます。

なお、従来の配分助成（一般枠）のほか、平成 24 年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するための特別枠を設定いたします。

表 1 助成分野及び申請可能額

助成分野		申請可能額
一般枠 〔従来の 助成分野〕	活動・一般プログラム	～500 万円まで
	活動・チャレンジプログラム（※1）	～50 万円まで
	施設改修	～500 万円まで
	機器購入	
	車両購入	
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興） （活動・施設・機器・車両の区分はありません）	～500 万円まで

（※1）活動・チャレンジプログラムは、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、助成の裾野が広がることを企図しています。

そのため、毎年度の申請と審査を条件として 4 年間継続して配分を受けることが可能となっています。4 年間継続せずに単年度で完了することや、また、途中の年度から「活動・一般プログラム」としてより大きな事業を申請することも可能です（詳細は 1（2）「連続年配分の制限」を参照してください。）。

※ 昨年度までの 5 年間公募しておりました、「カーボン・オフセット年賀寄附金配分助成」による事業については、一般枠の活動・一般プログラムで申請することが可能です。

【年賀寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

広く社会の知性により、年賀寄附金配分の申請を公正に審査する年賀寄附金審査委員会及び助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が、それぞれ社外有識者により構成され、透明で公正な事業運営がなされる仕組みを整えています。

年賀寄附金配分による事業については、事業評価を実施しており、これは年賀寄附金配分により実施された事業の成果をより高めるために、また、実施された事業が将来にわたり、継続し、ステップアップにつながるよう、事業を実施された団体の皆さまにより事業内容を見直していただくために行うものです。

また、本事業はその事業内容の情報公開を徹底し、広く社会に役立つことを目指して、年賀寄附金の WEB サイトにより情報公開を行っています。

1. 申請可能団体及び連続年配分の制限

（1）申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人であって、申請時直近の決算時において法人登記後 1 年以上が経過し、かつ、過去 1 年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。

表 2 申請可能団体

助成分野	申請可能団体
一般枠	社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO 法人）
特別枠	営利を目的としない法人（具体的には、一般枠申請可能団体に加え、一般社団法人、一般財団法人、生協法人、学校法人等）

(2) 連続年配分の制限

年賀寄附金配分助成は、広く多くの団体に助成金を活用していただきたいとの観点から、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）を除いて2年連続して同一団体（法人）が助成を受けることはできません。前回助成を受けた分野により異なりますので確認してください。

表3 前回助成を受けた団体の今回申請可能な分野

前回（平成24年度） 年賀寄附金助成を受けた分野		今回（平成25年度） 申請可能な分野
一般枠	活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（4年目）	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（3年目まで）	活動・チャレンジプログラムの継続申請の他、他の一般枠（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興）	一般枠全て（活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
カーボン・オフセット年賀寄附金		一般枠全て（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））

3. 申請可能事業及び事業期間

(1) 申請可能事業

申請可能事業は、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定された10の事業のいずれかに該当し、かつ、申請法人の定款又は寄付行為に基づいて行う事業とします。

また、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業として対象とします。

表4 お年玉付郵便葉書等に関する法律5条2項に規定された10の事業

①社会福祉の増進を目的とする事業	⑥文化財の保護を行う事業
②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業（※2）	⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業（※3）

（※2）特別枠の東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成については上記②の事業のうち、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業を対象とします。

（※3）昨年までの5年間公募しておりましたカーボン・オフセット年賀寄附金配分助成事業による事業については、上記⑩の事業となります。

(2) 事業期間

配分事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成26年3月末日までに経費の精算（支払い）も含めて完了するものを対象とします。

4. その他の条件

その他の条件は助成分野ごとに下表のとおりです。ご不明の点については「12. お問い合わせ」を参照いただき、お問い合わせください。

表5 その他の条件

助成分野	条件
各分野共通	①年賀寄附金助成事業に他の助成団体等の補助金・助成金を加えて実施することはできません。年賀寄附金助成へ申請した事業と同一の事業を他の助成団体に並行して申請することは可能ですが、他の補助金・助成金の配分が決定された場合には年賀助成金配分辞退の有無を含め事務局へ速やかにご連絡をお願いいたします。 ②助成事業は団体が自ら実施する必要がある、助成金を他へ再配分する事業は助成対象外です。 なお、団体の責任において助成事業の一部を外部に委託することは可能です。 ③申請は1法人1申請とします（1施設1申請ではありません。）。 ④整備する浴槽、設備する車両等が施設の入居者・利用者へのサービス提供に直接利用されるなど、寄附金配分対象となっている10の事業（表4参照）の実施に直接つながる内容としてください。
活動・一般 活動・チャレンジ	①活動経費は別冊「平成25年度年賀寄附金配分事業「活動」助成対象経費項目と基準」（以下「経費基準」といいます。）の範囲内とします。 ②経費基準に記載された助成対象外経費は事業総額、申請額、自己資金額のいずれにも計上しないでください。
施設改修	①建物と外構が助成対象です。建物については、壁、窓、床、天井、屋根等の修復、間取りの変更工事、水周り工事及び耐震工事が助成対象となります。また、外構工事は門、塀、柵、植栽、物置等の設置又は修復工事、水泳プール、ビオトープ、園庭に固定する大型遊具、ツリーハウス等に関わる工事が助成対象です。 ※設備（電気・照明・空調・昇降機・防犯設備・通信設備等）については、その設置工事を含めて「機器購入」で申請してください。 ②自ら所有する施設又は公的施設を助成対象とします。借用施設の改修については借主と団体との間で、有償、無償を問わず、平成24年4月1日時点において5年以上の長期貸与契約がなされており、かつ、残存契約期間が3年以上であるものを対象とします。
機器購入	①機器本体費用及び設置工事費用が助成対象です。 ②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。
車両購入	①車両本体価格及びその消費税を助成対象とし、付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は助成対象外です。見積書及び事業完了時の領収書は、車両本体価格及びその消費税とそれら以外が分かるものを提出していただきます。 ②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は助成対象外です。

5. 申請事業に期待する事項及び優先度合い

(1) 申請事業に期待する事項

ア 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること

事業実施への社会的要請が高く、また、実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。

イ 先駆性の高い事業であること

従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。

ウ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の

成果目標が明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

エ 緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

(2) 定量的条件の配慮

上記(1)の期待することに加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

ア 寄附金申請額がより小さい方を優先（助成を必要とできるだけ多くの団体に配分するため）

イ 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体、自己負担割合が10%以上であることを期待します。）

ウ 団体の前年度決算における次期繰越剰余金のより小さい方を優先（財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体）

6. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。年賀寄附金配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ等からダウンロードできます。

・年賀寄附金ホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)

・郵便CSRブログ (<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)

(1) 申請書類（各項目の【必須】は必ず提出していただく書類です。）

ア 年賀寄附金配分申請書【必須】

次の6種類の申請書がありますので、いずれか1つを選択してください。

活動・ 一般	活動・ チャレンジ	施設 改修	機器 購入	車両 購入	東日本大震災 被災者救助等
一般枠					特別枠

イ 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書（原本）^(※4)【必須】

^(※4)意見書の入手には時間を要します。11月9日頃までを目安に所管部門に意見書の交付申請をしてください。

ウ 申請する団体の定款又は寄附行為（写し）^(※5)【必須】

エ 平成23年度申請団体収支決算書（写し）^{(※5)(※6)}【必須】

オ 平成24年度申請団体収支予算書（写し）^{(※5)(※6)}【必須】

^(※5)ウ～オについては、NPO 法人の場合は、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>) に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO 法人以外の団体の場合は、自団体のホームページ等に掲載されていることが望まれます。

^(※6)エ、オについては、NPO 法人の場合は NPO 法人会計基準に、公益法人の場合は公益法人会計基準に、また、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に準拠していることが望まれます。

カ 必要な見積書（写し）【必須】

キ 郵便葉書【必須】

申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。

- ク 申請団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ケ その他必要な補助資料（審査で必要な内容は必ず申請書に記載してください。）

（以下の資料は、該当する申請のみ必ず提出していただく資料です。）

- コ 改修施設の図面及び改修箇所の写真等、施設改修を行う内容が具体的に分かる資料
- サ 改修する施設が借用施設であるときは当該施設の貸与契約書（写し）
- シ 文化財の保護分野の申請の場合は助成対象物が文化財指定を受けていることが分かる登録証明書等（写し）

(2) 配分申請書記入上の注意

- ア 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン又は万年筆）の使用をお願いいたします。
- イ 配分申請書は、審査資料としてそのまま複写しますので、糊付けやホチキス留めはしないでください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合は複写したものを提出してください。
なお、複写は片面刷りとし、両面刷りにしないでください。
- ウ 配分申請書は所定の様式を使用してください。配分申請書の同一ページ内の項目間において、行数を増減していただくことはかまいませんが、ページ数を増やしたりすることはしないでください。
- エ 審査は配分申請書により行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。添付資料がある場合は添付資料参照とはせずに必要な事柄は必ず配分申請書に記載してください。

(3) 提出先及び提出方法

- 申請書類は下記の提出先宛、必ず受付期間内に郵送してください。
配分申請書は折らないで、そのまま入る封筒を使用し、特定記録郵便又は簡易書留郵便にてお送りください。
なお、申請に必要な書類が全てそろっていることを必ず確認の上、提出してください。
特に「意見書」は必須ですので、入手のための余裕期間（おおむね2週間以上）を考慮してご準備ください。

（申請書類の提出先）

郵便番号 100-8798

東京都千代田区霞が関1丁目3-2

郵便事業株式会社 総務部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

〔郵便事業株式会社は平成24年10月1日（月）から日本郵便株式会社になりますが、旧社名で
お送りいただいてもかまいません。〕

受付期間は平成24年10月1日（月）から、平成24年11月30日（金）（当日消印有効）までです。
消印（差し出し）が平成24年12月1日（土）以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

7. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。

- (2) 配分団体・配分額の決定は平成 25 年 3 月末を予定しています。

決定後、申請された団体には、採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要及び配分額等を当社ホームページ等で公表いたします。

- (3) 採択に際して、審査委員会において申請額を査定し、配分金額が減額となることがあります。

8. 配分事業の実施

- (1) 配分決定の時期は申請時から半年ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定した内容に基づき、事業計画を再確認していただきます。見積もりを再度とり、現状に即した「事業実施計画書」を作成し、提出していただき、これに基づき事業を実施していただくこととなります。

なお、申請内容に基づき、審査・決定をしていますので、原則としてその内容を変えることはできません。

- (2) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業費総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定金額から減額いたします。自己負担金額の減額はできません。減少した金額分の返納をいただくことがあります。また、事業費総額が逆に増加した場合であっても、配分額は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。これらにつきあらかじめご了承ください。

- (3) 寄附金は事業の終了月の月末に団体が指定した金融機関口座宛に送金します。ただし、活動・一般プログラム、活動・チャレンジ*プログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防（復興）については、事業開始月の月末に送金することも可能です。

9. 年賀寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子を調製したときはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます（詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。）。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「日本郵便株式会社より年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

10. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」を作成していただき、事業の終了月の翌月末までに提出していただきます。

11. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。日本郵便株式会社社員が監査の

ために派遣され実地に監査を行います。

また、事業の完了後に事業成果の評価を行います。「事業成果報告・自己評価書」等の提出及び評価委員会からのヒアリング調査（選定された案件につき）などがあります。ご協力をお願いします。

12. お問い合わせ

(1) 関係情報の掲載

年賀寄附金ホームページ等において関係情報を掲載していますので、ご参照ください。

- ・年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）
- ・郵便CSRブログ（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>）

(2) お問い合わせの多い質問と回答の掲載

お問い合わせの多い質問と回答を掲載していますので、お問い合わせいただく前にご参照ください。

- ・年賀寄附金Q&A（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/2012/06/120620qa.html>）

(3) お問い合わせ及び申請相談

お問い合わせについては年賀寄附金ホームページに「お問い合わせ用フォーマット」を用意しております。必要事項を入力の上、ご照会ください。後日、メールにより回答いたします。

- ・年賀寄附金に関するお問い合わせ
（https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csrmail.html）
- ・電話でのお問い合わせはお急ぎの場合のみ、次へご連絡ください。
年賀寄附金事務局 03-3504-4401（平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00）

13. その他ご注意

(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書に記載されている実施責任者に連絡させていただく場合があります。

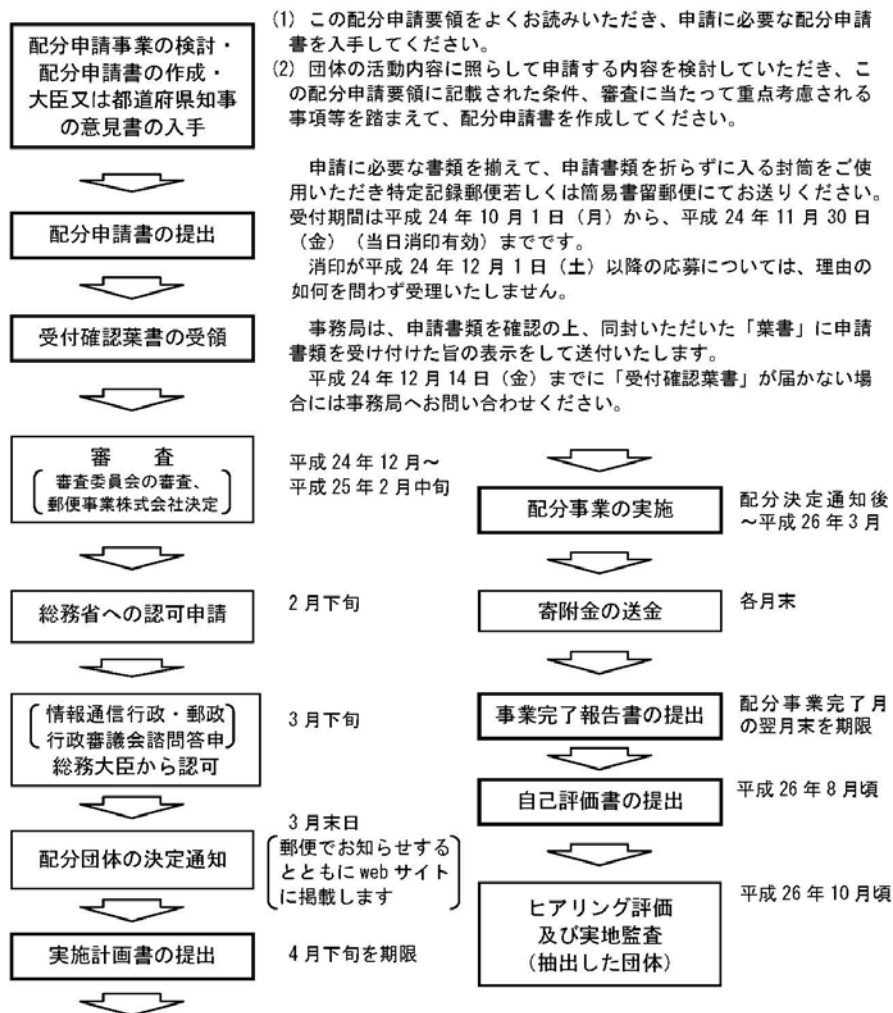
(2) 申請書類等は返却いたしませんので、写しを保管してください。

(3) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

なお、「年賀寄附金配分事業リスト」（採択事業広報に関連して WEB サイトに掲載される）には審査委員長講評として審査経緯等掲載されますので参考にさせていただくことができます。

以 上

配分事業の流れ（予定）



※ 太線（）で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

7 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（寄附の委託）

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

（寄附金の配分を受けようとする団体の公募）

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

- 2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法

(昭和二十三年法律第百二十号) 第八条 に規定する機関をいう。) で政令で定めるものに諮問しなければならない。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。